

[事案 2020-141] 契約無効等請求

・令和3年5月15日 和解成立

<事案の概要>

保険料の払込みが困難になった場合の払込停止手続について、誤った説明を受けたことを理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年9月に契約し、令和2年5月に保険金の減額手続を行った2件の外貨建個人年金保険について、以下の理由により、1つの契約を無効とし、もう1つの契約の減額手続を取り消してほしい。

(1)募集人から、「保険料の払込みが困難になったときは払込みを停止し、それまで払い込んだ保険料を据え置いて、再度開始することができる。」と説明されて契約したが、実際は契約から10年後でなければ払込停止手続を行うことはできなかった。

<保険会社の主張>

募集人は契約に際して、パンフレット、設計書、契約締結前交付書面を使用して、払込停止手続は契約の10年後から可能であることを説明していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、1つの契約を無効にすることおよび、もう1つの契約の減額手続を取り消すことは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1)本件のような月額保険料が比較的高額で、長期にわたる保険契約を勧誘する場合、当然、契約期間中に保険料の払込みが困難となるような事態を想定して、その対処についても十分説明し、契約者の納得を得る必要があるところ、契約者が十分に理解、納得ができるような説明がなされたかという点について、疑問がある。

(2)募集人は事情聴取において、減額手続について誤った回答をする等、本契約について正確な知識を保有していたか疑問が残る。